

日立市教育委員会教育長 殿

日立市立日高中学校長 芳賀 俊英 印

学校の部活動に係る活動方針

下記のとおり、令和7年度の部活動方針をお届けします。

記

1 部活動のねらい

部活動を自主的、主体的に参加できる場、熱中できる場、努力や厳しさを伴った人格の触れ合いができる場ととらえ、この中で日常的な体験を積み重ねることによって、現代の生徒に求められている社会性、創造性、体力、精神力、たくましさの育成に努める。

2 活動時間

(1) 授業日

○早朝

行わない。ただし、特設部活動の陸上競技のみ早朝練習を大会直前に限り実施する。
活動する場合には、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。

○放課後

1日の活動時間は2時間を上限とする。

完全下校時刻	火・水・金曜日	木曜日
4月～8月	18:00	17:15
9月	17:30	17:15
10月	17:00	17:00
11月～2月	17:00	16:15
3月	17:30	16:15

※完全下校時刻の15分前を部活動終了時刻とする。

※月曜日は休養日とする。

※木曜日は基本的に研修日であり、研修がないときのみ部活動を実施することができる。

(2) 休業日

- ・練習時間は、原則的に7:00～16:00の間で計画を立て、1日の活動時間は3時間を上限とする。なお、体育館を使用する部は、日程について協議の上で計画を立てる。
- ・活動時間の週合計が11時間以内となるようにする。

3 休養日

(1) 授業日

- ・週に1日以上を休養日とする。原則として月曜日は休養日とする。

(様式第 1 号)

(2) 休日及び週休日

- ・土曜、日曜はいずれか 1 日を休養日とする。
- ・休日に、練習試合や大会等により、休日の 1 日の上限を超えて活動をした場合は、他の日を休養日に振替える。
- ・祝日や平日の大会等により 1 日の上限を超えて活動した場合は、週の上限の範囲内となるような活動時間を調整する。
- ・大会等への参加により、休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、県北総体、県北新人を上位大会と捉え、県北総体、県北新人の 1 か月前は平日に休養日を振替えることも可とする。
- ・毎月第 1、3 週目の土曜日、日曜日は地域へ移行する準備の日とし、部活動は行わないこととする。ただし、市中体連の共通理解として、下記の月の第 1・3 週目の活動は練習試合、大会のみ活動可。練習は不可。

(5 月 3 日・4 日、6 月 7 日・8 日・21 日・22 日、9 月 6 日・7 日・20 日・21 日)

(3) 長期休業

長期休業中も授業日と同様である。また、長期休業中は 1 週間以上の連続した休養期間を設ける。

4 保護者懇談会

開催予定日

第 1 回 令和 7 年 4 月 23 日 (水)

第 2 回 令和 7 年 9 月 5 日 (金)

5 各部年間活動計画 (様式第 2 号 別途提出)

6 留意事項

生徒の健康・安全に留意して活動を行う。